

平成30年度水質検査計画を策定しました

水道企業団では、市民のみなさんに安心して水道水をご利用いただくために、法令等に基づいて水質検査計画を策定し、水質検査をおこないます。

平成30年度水質検査計画はホームページで全文を閲覧できます

水質検査では、次の検査をおこないます。

☆毎日検査

水道法施行規則第15条第1項第1号の規定に基づき、各浄配水場（4か所）の出口より採水し、（色、にごり、消毒の残留効果等について）毎日検査をおこないます。

また、桶川・北本市内の13か所の給水栓においても、同様の検査をおこないます。

☆水質基準項目の検査

各浄配水場の系統ごとに、水道法第4条に基づく水質基準に関する項目の一部または全部の検査を毎月おこないます。

水質基準は、健康に関連する項目（31項目）と、水道水が有すべき性状に関連する項目（20項目）に分けられます。

健康に関連する項目は、人が生涯にわたり飲み続けても健康に影響のない水準に基づき、安全性を十分考慮して基準が設定されています。そして、水道水が有すべき性状に関連する項目は、生活上（味、色、におい等）、または施設管理上（水道管の腐食防止等）障害がおこらないよう

に基準が設定されています。なお、水源等の原水についても年1回検査をおこないます。

☆水質管理目標

設定項目の検査

厚生労働省は水質基準を補完する目的で水質管理目標設定項目を定めています。

各浄配水場の系統ごとに、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すために年1回検査をおこないます。

☆放射性物質の検査

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、特定の検査機関に依頼し放射性物質の検査をおこないます。

☆水質検査の方法

水質検査は、水道企業団職員による教育・訓練を受けた者及び厚生労働大臣の登録を受けた者に委託しておこないます。

●問い合わせ

浄水課 水質係

048・591・2775代

中丸浄水場の非常用自家発電設備を更新しました

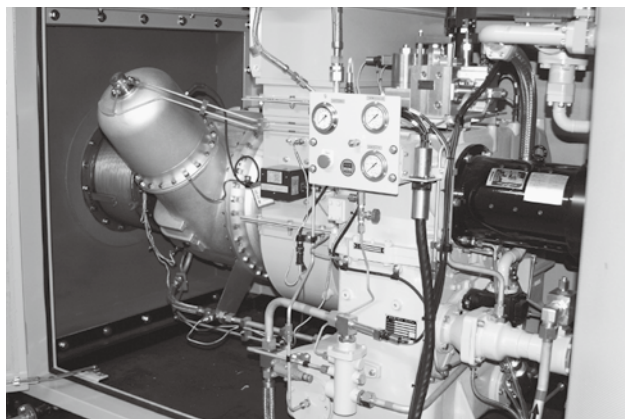
平成30年1月に中丸浄水場の非常用自家発電設備の更新工事が完了しました。この発電設備は、災害などによる停電の際に、中丸浄水場の浄配水施設や業務機器に電力を供給するためのものです。

今回の工事では、経年劣化した発電機を更新するとともに、燃料タンクの容量を以前のものより大きくしました。これにより浄配水施設の稼働時間を増やし、みなさんに水を送り続けられる時間を長くすることができました。

水道企業団は今後も事故や災害に強い設備の更新に努めてまいります。



▲非常用自家発電機計装盤



▶非常用自家発電機